

Ⅶ. 通告内容の変更に係る手続き

環境省における通告内容の確認（第Ⅳ章参照）に係る手続きが完了した後、通告発出時点から予定されていた内容に変更が生じた等の理由で通告内容の変更や修正が必要となる場合は、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

なお、本章の手続きの基本的な流れや提出書類等は第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」と共通ですので、本章の手続きをお考えの方は第Ⅳ章もご一読ください。

環境省から輸出国当局への輸入同意回答前の場合

（１） 記載内容の取り違い、通告欄内の一部項目の記載漏れ等の事実関係の誤記等やスペルミス等の修正を行う場合

環境省の通告内容確認後、経済産業省に通告書が転送された段階で、輸出入者の担当者やその連絡先等の変更、予定されている運搬者の変更等が生じた場合等は、輸入者は、経済産業省に、変更が必要な項目、変更前後の内容及び変更理由を明記した書類を提出してください（書類のサンプルは、第Ⅳ章の参考 4-10 参照）。修正内容は、必要に応じて環境省からの輸入同意回答時に輸出国当局に連絡します。

また、本手続きを外為法に基づく輸入承認後に行う場合で、輸入承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合は、上記の手続きに加え、経済産業省に「輸入承認証内容変更承認申請書」を提出し、承認を得なければなりません。

なお、この手続きの対象となる範囲は、第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」の（１）と同一です。

（２） 事実関係の誤記等ではなく、輸出入に係る計画の変更等により通告内容の変更が必要な場合

環境省の通告内容確認後、経済産業省に通告書が転送された段階で、通告の基本的な内容に変更が必要となった場合（例：処分者の追加が必要）には、第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」の（２）の場合と同様に、原則輸出国当局から通告内容の変更に係る書面を環境省で受領する必要があります。変更に際して輸出国からの書面受領が必要となる具体的な項目については、第Ⅳ章をご覧ください。

環境省から輸出国当局への輸入同意回答後の場合

輸入同意回答後に通告内容の変更手続きを行う場合は変更連絡書の送付先は、経済産業省となります。

なお、輸出国当局から当該変更に係る書類が環境省で受領された場合を除いては、当該変更に係る輸出国当局への連絡は輸入者から行うようお願いします。

提出先

○本章の手続きに係る書類の提出先は、次のとおりです。

（輸入承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合）

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-1659（直通）

F A X：03-3501-0997

（上記以外の場合）

【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

電 話：03-5501-3157（直通）

F A X：03-3593-8264

電子メール：env-basel@env.go.jp